

重要事項説明書

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム白寿園

当施設は介護保険の指定を受けています

(青森県指定 第0270200819号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 沢朋会

介護老人福祉施設 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

又、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 事業者内容

施 設 名 特別養護老人ホーム白寿園
(昭和 60 年 4 月 1 日開設)
指 定 番 号 青森県第 0270200819 号
(平成 12 年 3 月 22 日指定)
所 在 地 青森県弘前市大字大沢字稻元 3 番地の 2
施 設 長 名 園長 高木 周一郎
電 話 番 号 0172-92-2031

(2) 施設の従業者体制

職 名	常勤	非常勤	合計	業 務 内 容
施 設 長	1名	—	1名	介護従事者及び業務の一元的な管理
医 師	—	2名	2名	健康管理及び療養上の指導
生 活 相 談 員	2名	—	2名	生活相談及び助言、援助
介護支援専門員	2名	—	2名	介護計画に関すること
介 護 職 員	24名以上			心身の状況に応じた適切な介護
看護職員(看護師)	1名以上			心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
看護職員(准看護師)	2名以上			
機能訓練指導員	1名	—	1名	日常生活上必要な機能の改善又は維持
管 理 栄 養 士	1名	—	1名	栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮した献立作成
栄 養 士	2名	—	2名	
調 理 員	8名	1名	9名	身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供

(3) 職種の勤務体制

医 師	内 科	毎週	月曜日	10:00~12:00
	精神科		月 1 回	
	歯 科		月 1 回	
介護職員	標準的時間			
	早 番			7:00~16:00
	日 勤			8:30~17:30
	遅 番			9:00~18:00
	遅 番			9:30~18:30
	夜 勤			18:30~ 9:00
看護職員	標準的時間			
	早 番			7:00~16:00
	日 勤			8:30~17:30
	遅 番			9:00~18:00
機能訓練指導	理学療法士	月 1 回		13:30~17:00

(4) 設備の概要

定員	50 名
○居室	13 室
4人部屋	12 室
2人部屋	1 室
○看取り専用居室	2 室
○食堂	1 室

利用者様全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者様全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室	1 室
-----	-----

浴室には利用者様が使用しやすい適切なものを設けます。

○洗面所及び便所	全室
----------	----

○機能訓練室

利用者様が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、医務室、静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①食事　朝食 7:00 ~ 9:00 昼食 11:30 ~ 13:30 夕食 17:00 ~ 19:00

食事は利用者様の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。また、利用者様の自立支援に配慮して可能な限り離床して食堂で食事をしていただくことを原則としま

す。ただし、本人の希望・状態により、居室等、食堂以外での食事もできます。

※上記時間内であれば、本人の希望する時間に食事ができます。

②介護

更衣、排泄、食事、入浴等の介助、体位変換、シーツ交換、日常生活の世話等

③入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者様の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を、利用者様の状況に応じ、日頃の生活の中で実施します。

⑤生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活のこと等の相談に応じます。

⑥健康管理

嘱託医や看護職員が、本人の健康状態に応じて健康管理、内服薬等の管理を行います。

利用中の医療機関の受診は、事業者とご家族との協議のうえ、連携を図りながら対応致します。ただし、利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来受診する場合がございます。

(2) その他のサービス及び費用（別紙一覧表）

①理容

毎月、理容の機会を設けておりますので、ご希望の方は申し出ください。

1,000円～2,000円（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。）

②所持品の管理

保持できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願い致します。

③レクリエーション

午間を通して事業所内外の交流会等の事業を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。（利用期間中に行われる場合）

主なレクリエーション 4月：花見会、9月：敬老の集い、12月：クリスマスの集い

主なクラブ活動 娯楽クラブ、ふれあいクラブ ※費用の実費

④日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活用品の購入代金等、利用者様の日常生活に要する費用で、ご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をお支払いいただきます。

⑤契約書第19条に定める所定の料金

利用者様が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間については、別紙当施設のサービス類型介護報酬による料金表を参照。

4. 利用料金

(1) 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法廷代理人受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

料金表・・・別紙

(2) 支払方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算した請求書をお送りしますので、利用者又はご家族等は請求書が届いた月の20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者様又はそのご家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者様は、事業所内の機械及び器具を利用する際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、定期的に利用者様及び従業者等の訓練を行います。

- ①防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）・・・年1回以上
- ②利用者様を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・年1回以上
- ③非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・隨時

7. 緊急時の対応

サービス提供時利用者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

- ・協力医療機関

- ・名称 弘愛会病院
- ・住所 青森県弘前市大字宮川三丁目1番地4

- ・名称 愛成会病院
- ・住所 青森県弘前市大字北園一丁目6番地2

- ・協力歯科医療機関

- ・名称 遠藤歯科
- ・住所 青森県弘前市大字代官町75番地1

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

ただし、事業者は、以下の場合に限り利用者様に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。

(1) 利用目的

- ①介護サービスの提供を受けるに当って、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者様の状態、ご家族の状況を把握するために必要な場合。
- ②上記①のほか、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連携調整の為に必要な場合。
- ③現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者様が休調を崩し又はケガ等で病院へ行ったとき、医師又は看護師に説明をする場合。
- ④広報誌等発行における写真、名前などを掲載使用する場合。
- ⑤実習生にケース記録開示、ケースカンファレンスを行う場合。

(2) 個人情報を利用する事業所

- ①施設サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- ②病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

(3) 個人情報を利用する事業所

介護サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件（介護サービス事業者の責務）

- ①個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当っては、関係者以外の者に漏れることのないよう最新の注意を払うこと。
- ②個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等その経過を記録すること。

10. 利用者の尊厳と虐待の防止

事業者は、利用者の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、虐待の防止のため指針及び体制を整備し、業務マニュアルを作成するとともに、定期的な従業者教育により虐待防止に努めます。

(1) 利用者の尊厳と虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待を防止するための指針の整備を行い、定期的な見直しを図る。

(3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。

担当者…介護主任

(4) 万一、虐待が疑われる場合は、速やかにご家族、関係機関へ連絡し、必要な措置を講じることとします。

11. 身体拘束の禁止

利用者様本人又他の利用者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限するような行為は行いません。

ただし、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、「身体拘束承諾書」にご家

族の同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等の行為を行うことができることします。その際は、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録するとともに、身体的拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をはかるものとする。
- (2) 身体的拘束廃止に向けた取り組のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

12. 認知症に係る教育

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

13. 業務継続計画の策定（BCP）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
研修・訓練…年2回以上
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
業務継続計画の見直し…年1回以上

14. ハラスメント防止対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

従業者が利用者、利用者のご家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者のご家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができるものとする。

15. 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所の相談・苦情窓口

苦情受付担当者　　相談員　　千葉 陽子　　有馬 里沙

苦情解決責任者　園長　高木 周一郎

電 話 0172-92-2031 FAX 0172-92-2032

受付時間 午前8時30分～午後5時30分（不在時には後日連絡いたします。）

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

弘前市 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	弘前市大字上白銀町1-1 0172-35-1111 8:30~17:00
青森県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	青森市新町2-4-1 017-723-1336 8:30~17:00
青森県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	青森市中央3-20-3（青森県民福祉プラザ内） 017-731-3039 8:30~17:00

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意に過失が認められた場合には、利用者様のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の賠償責任を減じさせていただきます。なお、当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

重要事項説明書 別紙料金表

指定通知書

当施設のサービス費類型【II】 多床室

介護老人福祉施設

介護サービス費										自費分			合計			
	専門的介護 サービス費 (1日・円)	日常生活費 料理費 加算 I (1日・円)	看護体制費化 料 支拂料 加算 I (1日・円)	栄養マネジメント 強化料 (1日・円)	会員料 配賦加算 III (1日・円)	生活扶助料 上 中 下 (1ヶ月・円)	科学的介護 推進料 (1ヶ月・円)	自立支援活性 化 加算 (1ヶ月・円)	高齢者在宅被服 洗濯料 (1ヶ月・円)	協力医療報酬 追加料 (1ヶ月・円)	介護試験員等 処遇料 (1ヶ月・14%) (1ヶ月・30日)	本入居組員 (1ヶ月・14%) (1ヶ月・30日)	食費 (1日・30日)	居住費 (1日・30日)	合計 (1)	
要介護度 1	589										2,999	24,419	第①段階 1日 300 円	33,419		
要介護度 2	659										3,293	26,813	第②段階 0 円 30日 9,000 円 第①段階 1日 390 円 30日 11,700 円 第②～③段階 1日 430 円 30日 12,900 円 第④段階 1日 650 円 30日 19,500 円	49,019 56,819 78,119 95,219 35,813 51,413 59,213 80,513 97,613 38,309 53,909 61,709 83,009 100,109 40,703 56,303 64,103 85,403 102,503 43,063 58,663 66,463 87,763 104,863		
要介護度 3	732	12	36	19	28	11	20	10	100	50	280	10	3,599	29,309	第③段階 (1) 1日 1,360 円 30日 40,800 円 第④段階 1日 915 円 30日 27,450 円 第③段階 (2) 1日 1,360 円 30日 40,800 円 第④段階 1日 1,445 円 30日 43,350 円	31,703
要介護度 4	802										3,893					
要介護度 5	871										4,183	34,063				

<その他の費用>

- ★初期加算…30円/日(上限30日)
- ★褥瘡マネジメント加算 I…3円/月
- ★排せつ支援加算 I…10円/月
- ★経口維持加算 I…400円/月
- ★経口維持緊急時対応加算…60円/月
- ★配置医師緊急時対応加算…100円/月
- ★深夜(22時～6時)1回650円
- 死亡日以前3日前～死亡日:1580円/日 配置医師の通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間及び深夜夜勤) 1回32
- ★看取り加算 II…死亡日以前31日以上45日以下:72円/日 死亡日以前4日以上30日以下:144円/日
- ★電気料金】テレビ10円/日 電気料金】
- ★日常生活に要する費用…【電気料金】

- ★口腔衛生管理加算 II…110円/月
- ★再入所時栄養連携加算…400円/回限度
- ★個別機能訓練加算 III…20円/月
- ★ADL維持加算 I…30円/月
- ★経口維持加算 I…30円/月
- ★深夜(22時～6時)1回1300円 配置医師の通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間及び深夜夜勤) 1回32
- 死亡日以前3日前～死亡日:1580円/日 配置医師緊急時対応加算…100円/月
- ★電気料金】

重要事項説明書 別紙料金表(2割負担)

指定通知書

当施設のサービス費類型【II】 多床室

介護老人福祉施設

		介護サービス費										自費分		合計											
要介護度	施設介護 サービス費 (1日・円)	日常生活扶助 支援加算 (1日・円)		介護職員 記録加算Ⅰ・Ⅱ (1日・円)		介護職員 報酬マネジメント 強化加算 (1日・円)		介護職員 報酬マネジメント 強化加算Ⅲ・イ (1日・円)		生産性向上 指導体制加 算Ⅰ (1ヶ月・円)		科学的介護 推進体制加 算Ⅱ (1ヶ月・円)		高齢者施設年式 連携加算Ⅲ (1ヶ月・円)		協力医療体制 連携加算Ⅳ (1ヶ月・円)		介護職員等 処遇改善料 (1ヶ月・14%) (1ヶ月・30日)		本入居組員 (1ヶ月・14%) (1ヶ月・30日)		食費 (1日・30日)		居住費 (1日・30日)	
		標準 加算 (1ヶ月・円)	上級 標準 加算 (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅱ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅲ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅳ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅴ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅵ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅶ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅷ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅸ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅹ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅺ (1ヶ月・円)	標準 加算Ⅻ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅢ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅣ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅤ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅥ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅦ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅧ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅨ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅩ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅪ (1ヶ月・円)	標準 加算ⅩⅫ (1ヶ月・円)	
1	1,178																								
2	1,318																								
3	1,464	24	72	38	56	22	40	20	200	100	560	20	200	7,199	58,619										
4	1,604																								
5	1,742																								

<その他の費用>

- ★初期加算…60円/日(上限30日)
- ★褥瘡マネジメント加算Ⅰ…6円/月
- ★排せつ支援加算Ⅰ…20円/月
- ★経口維持加算Ⅰ…400円/月
- ★経口維持加算Ⅱ…100円/月
- ★配置医師緊急時対応加算…早朝(6時～10時)・夜間(18時～22時)1回650円
- 死亡日以前3日前～死亡日:3160円/日 電気毛布20円/日
- ★看取り加算Ⅱ…死亡日以前30日以下:288円/日 死亡日以前4日以上30日以下:144円/日
- ★日常生活に要する費用…【電気料金】テレビ10円/日

★外泊時費用…492円/日(上限 6日/月)

★療養食加算…12円/1食

★排せつ支援加算Ⅲ…40円/月

★経口維持加算…28円/日

深夜(22時～6時)1回1300円 配置医師の通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間及び深夜夜勤) 1回32

死亡日以前4日以上30日以下:288円/日 死亡日以前3日前3日以上45日以下:144円/日

電気毛布20円/日

★口腔衛生管理加算Ⅱ…220円/月

★再入所時栄養連携加算…800円/回限度

★個別機能訓練加算Ⅲ…40円/月

★ADL維持加算Ⅰ…60円/月

II …120円/月

重要事項説明書 別紙料金表(3割負担)

指定通知書

当施設のサービス費類型【Ⅱ】 多床室

介護老人福祉施設

R6.8.1~

	施設介護 サービス費 (1日・円)	看護 加算 I (1日・円)	日常生活 支援加算 (1日・円)	生活介護 強化加算 (1日・円)	介護マネジメント 強化加算Ⅲイ (1日・円)	後勤職員 記録加算Ⅲ (1日・円)	介護マネジメント 強化加算Ⅰ (1ヶ月・円)	生産性向上 推進体制加 算Ⅱ (1ヶ月・円)	科学的介護 推進体制加 算Ⅲ (1ヶ月・円)	体力医療連携 連携加算Ⅱ (1ヶ月・円)	体力医療連携 連携加算Ⅲ (1ヶ月・円)	介護 食事 介助 料 (1ヶ月・円)	介護 食事 介助 料 (1ヶ月・円)	自費分		合計	
														自費 (1日・30日)	居住費 (1日・30日)		
要介護度 1	1,767														第①段階 1日 300円	30日 9,000円	① 82,256 ② 97,856 ③ -1 105,656 ③ -2 126,956 ④ 144,056
要介護度 2	1,977														第①段階 1日 300円	30日 9,000円	① 89,438 ② 105,038 ③ -1 112,838 ③ -2 134,138 ④ 151,238
要介護度 3	2,196	36	108	57	84	33	60	30	300	150	840	30	300	10,798	87,928	① 96,928 ② 112,528 ③ -1 120,328 ③ -2 141,628 ④ 158,728	
要介護度 4	2,406														第④段階 1日 650円	30日 19,500円	① 104,110 ② 119,710 ③ -1 127,510 ③ -2 148,810 ④ 165,910
要介護度 5	2,613														第④段階 1日 1,445円	30日 43,350円	① 111,190 ② 126,790 ③ -1 134,590 ③ -2 155,890 ④ 172,990

<その他費用>

- ★初期加算…90円/日(上限30日) ★安全対策体制加算…60円/月(上限6日/月) ★外泊費用…738円/日(上限6日/月)
- ★褥瘡マネジメント加算 I …9円/月 ★褥瘡マネジメント加算 II …39円/月 ★療養食加算…18円/1食
- ★排せつ支援加算 I …30円/月 ★排せつ支援加算 II …45円/月 ★排せつ支援加算 III …60円/月
- ★経口維持加算 I …400円/月 ★経口維持加算 II …100円/月 ★経口維持加算 III …90円/月
- ★配置医師緊急時対応加算…80円/月 ★配置医師緊急時対応加算 I …100円/月 ★配置医師緊急時対応加算 II …90円/月
- ★看取り加算 I …死亡日:4740円/日 ★死亡日以前3日前3日前:2340円/日 ★死亡日以前4日以上30日以下:432円/日 ★死亡日以前3日以上45日以下:216円/日
- ★日常生活に要する費用…【電気料金】テレビ10円/日 ★日常生活に要する費用…【電気料金】電気毛布20円/日

- ★口腔衛生管理加算Ⅱ…330円/月
- ★再入所時栄養連携加算…1200円/回限度
- ★個別機能訓練加算III…60円/月
- ★ADL維持加算 I …90円/月
- ★深夜(22時～6時)1回:300円 配置医師の通常の勤務時間外の場合(早朝・夜間及び深夜除く) 1回32回
- II…136円/月